

森有礼とホーレス・マン

——庶民教育と教師養成について（前篇）——

秋枝蕭子

〔序〕

我が国初代文相森有礼と一九世紀アメリカ随一の教育行政家ホーレス・マンとの関係については、かねて拙稿「森有礼と女子教育—ホーレス・マンとの関係^(註1)」および「森有

礼とホーレス・マン—『宗教自由論』を中心として^(註2)」の二つの論文を通して、両者の間にかなり重要な影響関係があつたのではないかとの、これまでの森有礼研究者が見逃していった問題を提起したつもりであるが、本稿では、森およびマンが共に、教育の成否を決する鍵であり、従つて社会乃至国家の命運にかかるものとして重要視した、普通教育または庶民教育と教師養成の問題を通して、両者の関係を探求したいと思う。尚、森有礼の庶民教育や師範教育に関する點では、その独特な教育観や教育方法、また後世への影響などについて、戦前、戦後を通じて、多くの森の崇拜者達や批判者達また研究者達によって取上げられており、ま

た近くは、寺崎昌男氏等のグループによつて森文政における教育と軍との関係というユニークな視点からの研究も進められているが、本稿では前述の如く比較教育史的観点に立つて、ホーレス・マンとの関係において庶民教育と教師問題を取り上げるわけである。

前記の拙稿中で既に述べている通り、ホーレス・マンの没年は1859年であり、森の渡米した時（第一回は1867～68、第二回は1870～73）には既にこの世の人でなかつたから、彼等の直接の出会いはあり得ない。しかしマンは「アメリカ公教育の父」として、また最初の公立師範学校創設者として、その死後もアメリカ教育界に広汎な影響を与え、非凡の名声に輝いていたから、滞米中最も熱心にアメリカ教育事情を探求したと伝えられる森は、当然マン研究をしたはずであり、事実、森自身が滞米中（明治五年、1872）書いた英文小論“Religious Freedom in Japan”の中で、ホーレス・マンをアメリカ最高の人物であり最も卓

越した教育著述家と紹介し、マンの文章を二つ引用しつゝ、教育の重要性を強調していることは、森がマンに多大の敬意を抱き、且つその思想に共鳴したことを示す証拠であろう。この事実の他にも、滯米中の森が屢々マサチューセッツ州（マンが1837～48の十二年間、最初の教育長として活躍し、大きな成果をあげた州）を訪問したこと、また滯米中の森が最も深い親交を結んだと伝えられるチャールス・サムナー^(註3)が実は生前のマンの親友だった人であつたことをなど勘考すると、森はマンの人物・業績について熟知していた筈と推論されるのであるが、詳細は前記の二つの拙論中に既に述べたので本稿では省略する。

本稿で取上げる庶民教育と教師問題についての森とマンの思想および実践については、庶民教育（または普通教育）の必要性および重要性と、その為の教師養成の不可欠性および緊要性が、彼等に共通した信念であり、その実現と充実に向って共に決死の覚悟で邁進しながら、その思考・実践の前提としての庶民観や国家社会観、また教師観や教師養成の目的・方法においては、共通するものと共に、異質なもの、或いは変化したとみられるもの等があり、それらを限られた紙数で追求してゆきたいと思う。

〔一〕 森及びマンの庶民教育観

森有礼が、前記の英文小論「宗教自由論」を著した時、彼は若冠二五才の青年外交官であった。この小論中で彼は、教育、特に普通教育の重要性を、マンの「文章を引用しつつ主張した。詳細は拙稿「森有礼とホーレス・マンー『宗教自由論』を中心として」に記したので、ここでは要点のみを紹介するが、引用文の一つは、人間は教育されはじめて本来の意味での人間たり得るということであり、他是教育こそ唯一の政治的安全保障であるという考え方であった。森はこれらの引用文を踏まえつつ、教育が凡ゆる人間、即ち男女、階級の別を問わず、凡ゆる人間差に別なく、全く公平におよばされるべきと主張し、また教育制度の樹立によつて国民が向上し、その道徳力により人権が十分に保障され、さらに科学や学芸の知識の普及、即ち啓蒙の堅固な基礎の上に国の平和が築かれ、且つ人類の凡ゆる不幸の源である無知の悪影響を可及的速やかに消滅させるのだと説き、「教育事業こそは「國家の命運を形成する仕事」(the task of moulding the destiny of our nation)であり、全力全靈を以て邁進すべき偉業であると高らかに宣言した。^(註4)また普通教育の基本性格は偏よらない普遍的學習であるべきで、いかなる特定宗教の影響も排除すべきであると主張した。

これらの普通教育に関する森の意見は、いざれもマンが繰返し繰返し多くの著作や講演等の中で、非常な熱意を以て主張しつづけたことと驚くほど類似している、というより全く同種といつてよい。即ちこの小論文中に展開された森の教育観に関する限り、森はマンの影響を濃厚に受けていたと断じてもよいと思うのである。然して、この青年期の森の腦中に点火された普通教育の必要性および重要性の認識と、その普及および実践への熱意、また教育の政治的安全保障性への信念、さらに教育の場よりの宗派的影響の排除の主張等は、森の一生を貫ぬるものとなつたことは、後年文教行政の責任者としての彼の言行を見れば明らかであり、その意味では、マンの影響は、森の生涯にわたつて基本的に深く侵透していたと考えられるのである。

しかしながら、後年の森の教育思想や文政をもつと細かく見てゆく時、普通教育の前提としての庶民觀や教育目的等において、「宗教自由論」中に展開された教育觀とは若干の微妙な違いが出て来ており、また教育の政治的安全保障觀についても、その背景社会の実態認識が、マンのそれとはかなり違うものであつたことが伺えるのである。

(a) 薫陶と知育

そこで、文教行政責任者になつて以降の森が庶民教育（または普通教育）をどのように觀じていたかを見てみよ

う。周知の如く、森が伊藤博文内閣の初代文相に就任したのは明治十八年十二月であるが、既に前年五月、それまでの外務省勤務から内務省勤務に転じ、同時に文部省御用掛を兼務し、以来非常な熱意を以て文政にあたり、その実権は文部卿に準ずると称せられたほどであり、将来の文教政策について着々その構想を練つていた。

明治十八年夏頃構案されたと推定されている「学政要領」成案中で、森は「学問」と「教育」を明確に分離して考え、前者は大学等高等教育に従事する者に属するとなし、一般庶民においてはただ「教育」を与えればよいとした。即ち「初等教育ハ我國臣民タルノ本分ヲ弁ヘ倫理ヲ行ヒ各自ノ福利ヲ享ルニ足ルヘキ訓練ヲ行フニアルコト」と定義した。^{〔註11〕}また庶民教育の主眼とすべきものとして「抑モ教育トハ読書算等ノ如キ芸能ヲ謂フモノニ非ラスシテ正確ナル人物ヲ薰陶養成スルノ義ナリ、然レハ國家ノ為メニ行フ所ノ教育ハ則國家ノ良民ト為ル様ニ児童ヲ薰陶養成スルヲ謂フナリ」^{〔註12〕}「教育トハ元来幼年未タ事物ノ判断スルノ能力ナキモノヲシテ教師等ノ薰陶ニ由リテ善良ナル臣民ニ成長セシムルノ謂ナリ……教育ハ人物ヲ主トシ芸能ヲ從トシ而テ之ヲ行フニハ専ラ薰陶ノ力ニ由ルヲ以テ教育トハ即チ薰陶ナリト言テ可ナルモノナリ」^{〔註13〕}等と説示し、彼が不慮の死の僅か一週間前行なつた演説中でも「教育ノ最モ肝要ナ点ハ人ハ皆ナ順良ニ育テルガ宜イ。能ク働き、能ク物事ニ

耐ヘテ勵クト云フ事ガ第一デ其氣力精神ヲ養ヒ立テルノガ

^(註14)

教育ノ大部分デアル」と人物精神の薰陶を強調している。

尤も森は封建時代式の精神氣力万能主義でなく、若干の実用的芸能も必要と考え、また多少の知識は就業上の利益や

^(註15)

國力上の利益もあるとは述べているが、總体的には庶民教

育における知育は、「脳力を敏にする」算数等若干を除いて、あまり重視せず、高度の知的学問は、庶民を上から指

導すべき上流指導者階級にゆだねたと考えられるのであ

る。このことは、前述の如く、青年期の森が「宗教自由

論」の中で述べたところの人々の啓蒙の為に科学・学芸の

普及を図り、且つ人類不幸の根源たる無知を消滅せねばな

らぬと主張した知的教育の意義がやや薄れ、また知識の普

及は男女、階級の別なく、凡ゆる人間に無差別に全き公平

さを以て行なわれるべきだと説いた時の知識や教育享受の

平等性が、女子教育への理解を除いては後退し、むしろ教

育における階級性が主張されるようになつたと見るべきで

ある。彼が貧困子弟のために小学簡易所を設け、他方中

学進学希望のエリート子弟のために中学予備科を構案した

ことなども、その表われと思われる。森の属官で「森先生

伝」の著者の木村匡も、森は中等以下の者達と上流指導者

階層の教育を分け、上流指導者階層は「社会多数の思想を

左右するに足るべきもの」と期待したと記しているが、学

問・教育の分離投与によって、階級的役割・任務を明確に

しようとしたと考えられるのである。

以上の如き森の階級的庶民觀乃至庶民教育觀に対し、マ
ンはむしろ素朴なまで人間の平等性を信じ且つ希求してい
た。彼は、十二年間のマサチューセッツ教育長時代、毎年
議会に提出した年次報告書の中で、繰返し繰返し、凡ての
子供達、凡ての息子・娘達、凡ての若者達、凡ての人間等
の言葉 (all children, every child, all the sons and
daughters, all youths, mankind at large) を用いて、彼
等の教育の必要を強調した。まず第一年報において「普通
教育の目的は、凡ての子供が、赤児の無知な状態から脱して
人間としての基本的義務の知識へ真直ぐに向かい、且つそ
の諸義務遂行の能力と不屈の意志を得ることが出来るよう
な、無償で真直な、かつ確実な道筋を与えることである」
と述べているが、その為には、当時のマサチューセッツ州
において、富裕な上流階級子弟の為に存在した高価な設
備、優秀な教師を持つ私立校を非難し、その費用を無償の
公立学校の整備充実に廻すべきだと繰返し主張し、第四年
報では、凡ての子供達の教育は平等に与えられ、人生の旅路
へ平等な出発をさせるべきだと強調した。また最終の第十
二年報においても「教育こそは、人類が考えついた他の凡
ゆる方策に優つて、人々の条件を平均する最大の方法であ
る。即ち社会機構の平衡輪である」「もし教育が普遍的且
つ完全なものなら、それは何ものにもまさつて社会の人為

的差別を取除くであらう」と述べ、現実に存在する社会階級差を教育の力で消滅させたいと希望した。マンが心中深く抱いたこのような人類の平等性への信念および希求は、後年（1852）彼が請われてオハイヨ州に新設されたアンティオク大学（Antioch College）学長就任を引受けた時、この大学の門戸を凡ての人々に、即ち男女別、人種別、信仰別なく開放することを条件に引受けたことにつながる、一貫した信念であり希求であったのである。

このように森とマンの庶民教育觀には、階級的平等性に關する限り、かなり隔りが出て來たが、他方、森が主張したところの普通教育における薰陶の重視については、マンも同様の見解を有していた。第一年報中に「算術、文法その他の所謂初步学科は学校教育のほんの一部分を占めるに過ぎない。情緒の初步學習は思考の初步學習に劣らず教えられるべきである。むしろ、情操や感情は知性よりも、もっと多くの授業を受けるべきである」と述べ、綴字とか言語の發音、抑揚等の形式授業よりも、忍耐、同情、人間理解の大切だと主張している。第九年報でも現実の子供達の精神薰陶が等閑視されがちだと強く批判し、その必要を主張している。このように子供達への精神薰陶を重視したことは森の主張と同じであるが、しかしながらマンは他方、知性教育を通して、子供達の将来の人生で必要な健全な判

断力や常識、また諸諸の考え方を明確に見分ける能力等を与えることも教師に要求している。さらに貧困や不道徳や犯罪は無知から発生すると考え、他方社会文明の進歩や新しい富の創造は知性と徳性の教育から招来することが出来ると信じた。即ちマンは、知性も徳性も共に含めた凡ゆる機能開発を凡ての子供達に期待し、その教育の為に「時」を用うべきであるとし、「時は金なり」（Time is money）の諺より、むしく「時は知識であり、智恵であり、徳である」という方がより真理だと主張したのである。

（b）教育の政治的安全保障性

次に森とマンが共に強く期待したところの「教育の政治的安全保障」について、両者の考え方、庶民教育とのかかわりにおいて、簡単に比較してみよう。

マンの場合、政治的安全保障とは、当時のアメリカ社会の諸矛盾、諸悪からの安全保障を意味した。森が “Religious Freedom in Japan” の中で引用したマンの一文章 “Education is our only political safety: outside of this ark all is deluge.”（教育こそ我々の唯一の政治的安全保障である。この箱舟の外は凡て洪水である。）の後半に象徴された如く、マンが教育長時代の 1830、'40 年代のアメリカ社会は、急激に伸長しつつあった資本主義的産業の歪、矛盾として、貧富差の拡大、人種的差別や紛争、道徳的頽

廢、犯罪等がまさに洪水の如く渦を捲いていた。幸いに対外的には1823年のモンロー宣言による非干渉・非侵略主義によつて平安が保たれていたが、国内の社会的諸悪や矛盾に対し、マンは日夜非常に悩み、危機感を抱き続け^(註28)、それらの諸悪や犯罪、紛争等は、つまるところ無知から発生すると考え、前述の如く、凡ての庶民を等しく無償で教育することが、アメリカ社会にとり一番確実な安全保障になると確信したのである。彼は「もし次代を担う子供達の道徳性と知性を豊かにし、真理と義務を愛し、聖なるものを尊敬する心を育てて「良き市民」(good citizens)に教育しなければ、我々の共和国は亡んでしまうにちがいない。……禍か福か、どちらを選びとるかは、まさに我々の政府と、世論——これこそ共和国においては政府を支配するものだが——にとつて重要なのだ」と普通教育振興についての人々の決意を促した。

さらにマンは教育と社会的生産性＝国富の創造・増大性の関係についても、社会の道徳的向上の重視ほどではなかつたにしても、かなり関心を寄せ、多くの企業体へのアンケート調査を通して、教育の生産性・国富増強性への確信を得ていた。またこのことは企業経営者＝資本家達に教育効果への眼を開かせ、教育投資に積極的参加を呼びかけることが狙いであった。その報告は第五年報に詳しく記されているが、最終の第十二年報中でも自信をこめて「もし教

育が平等に普及するならば、それは最強の引力を以て財産を引き寄せるであろう」、また「富の創造にとって、また富裕な国民や国家の存在にとって、知性こそは重要条件である。」さらに「いかなる社会であれ、教育された頭脳の割合がより多く、また彼等に与えられた教育がより徹底し完全であるほど、その社会は……（より速やかに進歩向上し、）……教育程度のより遅れた近隣社会を凌駕し、より輝きまさるであろう」と、教育が社会の安全保障だけではなく、さらに国富を齎し、国際競争にも有利であることをも主張したのである。

では、このようなマンの考えに対し、森の抱いた教育の安全保障觀はいかなるものであったのか。周知の如く、森が初代文相に就任したのは伊藤博文の懇請によるものであったが、それに先立ち、駐英全権公使の森に対し、明治十五年九月、たまたま憲法調査のため滞欧中の伊藤から決意を促す信書があり、それへの返信の中で森は次の如く意見を述べた。「…教育ノ基礎ヲ定メ國家将来ノ治安ヲ図ルノ大主意ハ僕固ヨリ左祖スル所ナリ…教育ノ事業ハ真ニ至大至重ナリ…学政ヲ振興シテ國家富強ノ基ヲ固クシ漸ク文運ヲ進メント欲スレハ、則許多ノ年数ト不易ノ力行トヲ要ス。…」この信書中に既に「国家治安」の為の教育、「国家富強ノ基」の教育、「文運ヲ進メン」為の教育等の理念が明示されているが、森が文政責任者となつて日本各

地を巡視した折々の演説中でも、繰返し強調したのは、これら、「国家富強の本」または「國家の安全」や「國家の安危」、「國家の独立」、「万国競争」にかかわるものとしての教育の必要性および重要性であった。

森がこのような強烈な国家意識を抱いていたことは、庶民教育のみならず、凡ての教育行政に亘って見られることであるが、その意識の背景には、維新後僅か十数年、未だ国家基盤が固っていない日本、しかも先進西洋列強の虎視眈々たる侵略的姿勢の前にある一弱少島国である日本の認識が存在したのである。このような危機意識は、青年期の森が渡海し、世界情勢をつぶさに見聞し得た英國留学期に、既に彼の脳裡に刻まれたものであつたが^(註34)、その後外交官として十年近く米国、清国、英國等に歴任した折の見聞の拡大に裏打ちされて、日本の国際的地位の脆弱性への危機意識と共に、先進列強へ追付き・追越せの希求と氣慨が、年と共に強まり、やがて中央政府の文政責任者として、日本の舵取の重責を負うようになつて、一層彼の国家意識は熾烈となつていったのである。明治二十年十一月大坂での演説中で「今全国学令児童ノ統計ヲ見ルニ、簡易科ヲ合シテモ就学者ノ數未タ全數ノ半ニ達セズ、此國勢ヲ以テ萬國競争ノ世界ニ立ツ実ニ危殆ナラズヤ、若今日ノ國勢ニシテ荏苒進歩スルナクンバ、日本國ヲ挙テ外国ニ併呑セラルルカ、獨立國ノ名アリテ實ナキ保護國ニナルカ、其二

ツノ内一二居ルニ至ラン……」と説いた言葉の中に、森の抱いていた國際的危機感が切実なものであつたことがわかるのである。

では、このような国家的安全保障を確実にするものとして、森が庶民教育に期待したのは、具体的には何であつたのであろうか。既述の如く森が重視した目標は「善良な臣民」または「正確な人物」の薰陶であったが、森の意味した善良な臣民乃至正確な人物とは、国内的には臣民としての義務を果すべく積極的に奉公する人間であり、他方対外的には国の独立を守り、先進列強に追付くべく努力する志氣旺盛な国民のことであった。森は、明治二十年十一月、和歌山県での演説中で、「其善良ノ臣民トハ何ソヤ、帝國臣民タルノ義務ヲ充分盡スモノヲ云フ、充分ニ帝國臣民ノ義務ヲ盡ストハ氣質確実ニシテ善ク國役ヲ努メ又善ク分ニ応シテ勤ク事ヲ云フナリ、然レハ教育ノ目的ハ善ク実用ニ立チ得ル人物ヲ養成スルニアリ」^(註35)と説いたが、明治二十二年二月五日、即ち非業の死の僅か一週間前にも府県學務課長等に対する演説中で、「……人民タル者ノ義務ヲ能ク盡サ子バナラン……其義務ノ中ニハ色々アルガ先ヅ著ルシイ者ハ兵役ヲ勤ムル事及税金ヲ納メル即チ納稅義務、此ノ二ツガ重ナルモノデアル」^(註36)と述べて、この臣民の義務を小学校生徒の思想中に十分入れて発達させねばならぬと說いた。

他方、国民の対外的志氣の振起については、明治二十年

夏頃、森の意を受けて井上毅が起草したと推定されている。

「閣議案」^(註39)中に明確に述べられている。即ち「今夫國ノ品位ヲシテ進ンテ列國ノ際ニ対立シ以テ永遠ノ偉業ヲ固クセント欲セハ、國民ノ志氣ヲ培養發達スルヲ以テ其根本ト為ササルコトヲ得ス、此レ乃チ教育一定ノ準的ニ非ス乎」と述べ、続いて日本と西欧を比較し、從来日本は文武の業や国事は士族の専有として一般庶民は今だに立国の意義を知らぬ者が多いが、歐米人民は上下、男女の別なく愛国心で團結し、國際間にあって國の独立を維持しているのは、教育あり品性陶養力がある為と説き^(註40)、さらに顧みて我が國には「天地ト与ニ限極ナ」い「萬世一王」の国柄と「人民護國ノ精神忠武恭順ノ風」の伝統があり、「此レ乃チ一国富強ノ基ヲ成ス為ニ無二ノ資本至大ノ宝源ニシテ、以テ人民ノ品性ヲ進メ教育ノ準的ヲ達スルニ於テ他ニ求ムルコトヲ假ラサルヘキ者ナリ」と、天皇制および忠君愛國の精神を活用して、対外的志氣乃至氣力を振起させ、「…最下等ノ人民ニ迄要スル所ノ品位ヲ一定ナラシメ、國ノ全部ヲ挙ケ奴隸卑屈ノ氣ヲ駆除シテ余残ナカラシメ、而シテ國本ヲ鞏固ニシ国勢ヲ維持」させようと期待したのである。このよう

示し^(註41)、國民を叱咤激励したのである。

かくて「教育の政治的安全保障」は森とマンにより等しく強調されながら、それに内包された意味、乃至置かれた重点には、若干の類似点を有しながらも、かなりの相違が見られるのである。即ちマンにおいては、「教育の政治的安全保障」とは、第一義的には、国内社会の諸悪、諸矛盾からの安全保障を意味し、つまり無償で平等な教育を通して、人々の徳性と知性を高揚し、平衡で自治的な共和制社会^(註42)ヨコ社会の「良き市民」(good citizen)を養成し、以て社会の平安を保持しようということであり、富の創造、國富の増強等の経済的価値は、むしろ第二義的なものと見なしていた。それに対し森が意味したのは、第一に国際的安全、独立、さらに積極的には國富の強大、万国競争での勝利であり、その為には國役・義務を忠実に果すとともに、國益擁護・増伸へ挺身する天皇制中央集権国家^(註43)タテ社会の「善良な臣民」を薰陶することであり、個人の市民的福利は第二義的なものと見なしたといえよう。

(c) 宗派性・政党派性の排除

また、普通教育の場から宗派性および政党派性を排除することは、森およびマンが共に強く主張したことであり、その中、宗派教育の排除については、既述の拙稿「森有礼とホーリース・マン—『宗教自由論』を中心として」の中で

論じたことであるが、「良心の自由」を基本的人権として守り、幼少時の脳裡中に宗派的先入観を入れてはならぬとしたことは、マンが長年の主張であつて、森が共鳴したと考へられるのであるが、基本理念とは別に、現実の文教行政にあつては、両者の間に或るズレが見られるのである。即ちマンは、公学校よりセクト（教派）性を断乎排除するが、教派に偏よらぬ共通のキリスト教的道徳や敬神は、むしろ道徳教育の基盤として学校で教えられるべきと勧め、^(註43)また聖書＝キリスト教義の承認された解説書^(註44)（The Bible is the acknowledged exposition of Christianity）の素読（教派的解説なしの）も学校で行なわれるべきと考えて実行させた。これに対し森は基本的人権としての宗教心は尊重しながらも、現実宗教の仏教、儒教、キリスト教等々を凡て「宗派」とみなして、いざれも学校から全く排除すべしと命じた。^(註45)森は、宗教を道徳教育の基盤とは考えず、道徳教育は人と人の間の言行の規定であり、人と人以外の神仏や自然物（日、月、金、石、動物等）との関係は道徳教育の範囲に入らぬとみなしめたからである。森が儒教的色彩の強かつた修身教科書の使用を禁じたのも、この趣旨からであった。森とマンのこの相違は、マンの生存した時代のアメリカにおいては、教派の違いはある、キリスト教信仰は人々に共通した一つの宗教であり、マン自身が「良心に基づいた自由信仰」の立場に立つ敬虔なクリスチヤンで

あつたのにひきかえ、森の場合は、青年期にキリスト教を深く学んだに拘らず、自ら称して「無宗教者」^(註46)であったこと、日本では元来仏教、儒教、神道、キリスト教等多数の異質の宗教がそれぞれ独自の自己主張をなしていたからと考えられるのである。

では次に、教育の場からの政党派性の排除についての森およびマンの思考および現実行動をみてみよう。政党派影響を教育の場より排除せねばならぬとの思考は、両者共が等しく主張したところである。マンは「もし政争の嵐が我々の普通学校に侵入を許されたら、学校は急激な崩壊で潰されるのは明らかである」と云い、また「たとえ遠廻しであれ、特定政党に偏向していたり、特定政党に属す著者により書かれた教科書は追放されるべきである」とも述べている。一方森は、教員個人の政治思想の所有は当然のこととしながら、「之ヲ生徒ニ移スニ至リテハ甚タ不可ナリ、教員タルモノニノ本職ニ不親切ニテ政談会ニ臨ミ政談ヲ為シ、又ハ好ンテ政談ヲ聞キ之ヲ間接又ハ直接ニ其子弟ニ及ホサントスルモノアラハ、是大切ナル人ノ子弟ヲ駆リテ己ノ政党ニ色染セントスル者ナリ、思想ノ未タ定ラサルニ乘シテ之ヲ某色ニ染上クルハ其何色タルヲ問ハス甚タ不可ナリ」^(註47)と、激しい口調で政党派性の生徒への影響を拒否した。このように両者共、政党派影響の教育への侵入を強く

排しながら、他方、マンは一般に承認され、信頼されている政治的信念の基盤としてアメリカ共和政体を積極的に擁護し、合衆国憲法やマサチューセッツ憲法、さらに司法・立法・行政の三権分立や選挙法、官吏任命法等は公立学校で教えられねばならぬと主張し、森もまた、天皇制國体および忠君愛國の精神等国家意識を教育せねばならぬと説いたのである。主權在民の原理に基づく日本の天皇制國体の擁護も、も、主權在君の原理に基づくアメリカ共和政体の支持論理的にはそれぞれ特定の政治的立場であるが、森もマンも、それぞれの体制の中核に存在したせいかそこに全く気付いていない。むしろ自分の所属する体制をアブリオリなものとして、それに対立または反対する立場を政党派的と見なしたのである。ただマンは彼の実践活動において、彼自身が公立学校中に引き入れることを拒んだ奴隸制度廃止の政治運動に、後年、教育長を退職して参加したのであるが、森の方は自由民権運動や政党内閣制等民間の政治論や運動については常に冷淡であった。

(d) 庶民教育と経済

さらに庶民教育と経済のかかわりについて森とマンの考え方をみてみよう。

森は文相就任前、即ち明治十八年夏頃、将来の文政につき種々構案を試みていたが、同年七月書かれた「教育令二

付意見」中で「教育ノ事業ハ専ラ經濟ノ要旨ニ基キ之ヲ計画スヘキ事」^(註56)と「經濟主義」の学政方針を示し、また同じ頃構案されたと推定されている「学政要領」(成案)でも「第一項 方針」の第一条に「学制ハ国設教育(ナショナル エジュケーション)ヲ主トシ其政ハ國家經濟(ナショナル エコノミー)ノ要理ニ本ツクヘキ」^(註57)と明示した。さらに「第四項 教育費」の項では、国家に必要な教育費は教育税を以て弁じ、やむを得ないもののみ国税の補助をなすとの原則を立て、教育税等の制度を設置して地方民力の利用を考えた。このように森は、一般庶民教育の経費を地方税、殊に特別な「教育税」を以て賄わせようとしたが、この考え方には、森のかねてからの持論であつたと見られる。即ち明治十一年半頃から十二年初頃迄の間に起草されたと推定されている森自筆の「教育令に関する意見書案」中に既に「小学資金ハ……人民財産ノ分量ニ応シテ之ヲ課シ……」と地方人民の自主負担を促し、国費は「之ヲ大学ニ専用シ須ク大学者ヲ養成スヘシ」^(註58)の意見が開陳されている。

このような教育財政における国費および公費の節減と、地方人民財力の利用構想の背景には、明治十年代後半から二十年代初めにかけての森文政時代、経済政策の失敗と度重った天災により、政府および地方財政が極度に逼迫していた事情と共に、森自身の持論として、人民自立の精神を鼓舞することと、教育に対する人民一般の責任を自覚させ

ることの意図があつたと考えられるのである。マンと異つて、森が授業料の人民負担を原則とし、支払不能の貧困家庭の子弟への補助も、公費支弁より人民の積立拠金（出来るだけ同種職業の——つまり貧農の子には農産者の積立金を、貧工者の子には工場の積金）より補助し、各自に恩恵の自覚を具体的に与えようとしたのも、森独特の教育経済の思考からであつた。彼は、各地での演説中で、屢々「学校経済」につき説示したが、彼が意味したのは単なる金銭的経済にとどまらず、時間、労力、智力、費用、運営法等々凡ゆる面を効率よく活用し、以て最大の教育効果を挙げることであつた。その為には、時には茶碗や食物の購入法やランプの使用節減^(註62)に至るまで、細かく指摘したりしたのである。

このように森は甚だしい財政窮乏の中で、人民自立的な教育経済政策を少しでも有効に行なわんとしたのである

が、当時の地方財政も人民財力も共に苦しく、^(註63)地方における普通教育は森の叱咤勉励にも拘らず振わなかつた。しかも貧困子女の為に明治十九年公布の小学校令中で、無償（地方税または人民有志の寄附金による）の小学簡易科が設置されるや、森の意図とは逆に、有償（授業料負担）の尋常小学校就学者が激減し無償の小学簡易科生が増加するといつた。またこのことは、森の教育経済策が、一見実際的、

合理的に見えながら、実は、人民の実態、特に地方実情を十分把握し得なかつたことを示すものであろう。

以上の如き森の教育経済策に対し、マンは庶民教育と経済問題をどのように理解していたのであろうか。既述の通り、マンがマサチューセッツの文教責任者であつた時期（1837～1848）は、同州を中心としたアメリカ近代資本主義産業が急激に伸長した時代であつた。殊に近代産業の先駆的部門である紡績工業の飛躍的発展は、一八四〇年代、その生産高が先進国イギリスを凌駕し、国内需要を満すのみでなく、海外輸出へと踏み出す勢であり、このことは他の製造部門をも刺戟して、近代的工業が次々に樹立されていった時代である。従つて、マンが活躍した同州では、貧富の差その他の矛盾が多々噴出したにせよ、総体的にみると、同州は少くとも経済的発展を遂げつつあつたのである。

そこで、そのような経済的繁栄下に、マンが押し進めようとした教育経済策は、森とは異つて、庶民教育を全く平等に、かつ無償（公費）で普及させることであつた。もともとマサチューセッツ州は植民の始めから教育熱心の州とみなされていたが^(註65)、マンが初代教育長として就任した直後の調査では、学令児童数の約7%が、高価な私立校に在学し、残りの公立学校在籍者中でも、約1/3は冬期学校に出席不良であり、夏期学級の場合は約2/5が出席不良であつ^(註66)

て、実態は必ずしも教育熱心とは云い難い状況であった。前節で既に述べた通り、マンは凡ての子供を平等に且つ無償（公費）で教育すべきとの信念であつたから、先ず、公立学校生徒費用の平均四倍の高額の授業料^(註67)を徴収する設備

・教師陣とも優秀な私立校を出来るだけ縮少し、その投資額を公立校支持の学校税へまわすよう、人々を説得、啓蒙することから仕事をはじめ、他方公立学校の設備・教師陣のレベル・アップを州議会に要求した。さらに、一般人、特に税負担能力の高い富裕な商工業資本家達を公立学校支持に協力させるべく、前述の如く、代表的企業にアンケート調査書を送り、生産活動における無学者および有学者の能率・適応性等の比較を行ない、その結果、教育の生産性、つまり生産価値の創造、増大への効果性と社会秩序への適応性を実証した。^(註68) 例えはボストンの綿織物工場経営者は、「二十九名の最下級（無学者）の平均賃金より、同数の普通教育享受者の平均賃金は66%も高額となつてゐる」と報告し、^(註69) 当時の有力製造工業者は「よい普通教育を受けた者達は、一つの階級として、無知状況に育つた者達より、常により高い生産を得ている」^(註70) また「そのような教育（普通教育）は知性、徳性、体力等、凡ての組織を強化すると考えられる。そこで凡ての男女を教育すると、彼等に凡ゆる労働分野で、生産へのより大きなエネルギーと能力を与える」、さ

らに「より良い教育を受けた者達は、一階級として、より高い道徳性や秩序正しい態度を有し、体制の健全且つ必要な規律に、より速やかに従うことを見出した」とも回答している。

このようにしてマンは、知性・徳性等の他の価値とともに、教育の生産性＝経済的価値創造性にも自信をもち、次に如く述べている。「教育は道徳的革新者および知力増殖者であるばかりでなく、物的富の最も多産な親であることが論争の余地なく証明されたのである。」従つて彼は、かかる凡ゆる道徳や知識や富裕の源である普通教育の普及と充実の為に、政府も民間有志も、積極的投資をすべきだと、年次報告書中で繰返し主張したのである。

教育と経済の関係についての、マンのこのよだな積極性は、その背景社会が前述の如くアメリカ資本主義経済の伸張期であったこととも深くかかわって、幸運に恵まれたとも云えるのである。但し、マンの狙いは社会の道徳的純化向上が主であつて、生産への寄与はあくまで従つてのこととは指摘しておかねばならない。他方、森は、極度な経済的窮乏期の文政責任者として、己の教育理想の実現が、経済的制約を受けざるを得ず、彼の唱えた教育経済主義も、教育の国富増強性や民間財力の活用の思考などは、マンのそれと甚だ類似していながら、教育財政の強度の節約、教育の有償性＝受益者負担等と考え合わす時、理想と現実間

の苦渋に満ちた政策であったとも理解されるのである。

(e) 女子教育

森及びマンが女子教育に対し、当時の一般世人とは比較にならぬほど、深い理解と好意および期待を有していたこと、しかして森の女子教育観及び実践には、マンの影響が濃厚に見られることは、既に拙稿「森有礼と女子教育—ホーレス・マンとの関係」に詳しく述べたところであるが、庶民教育においても、男女児共に等しく教育すべきことは森およびマンが等しく主張したことであった。むしろさらに一步すすめて、女子教育こそ教育の根本であり、基礎であると考えていたこと、そしてそのためには後篇で述べる女教師養成に両者が共に並々ならぬ情熱を注いでいたのであるが、この面については後篇でまとめて扱うことしたい。

×

×

×

以上、庶民教育についての森有礼とホーレス・マンの思考と実践につき、薰陶と知育の関係、教育の政治的安全保障性、教育の場よりの宗派性および政党派性の排除、さらには教育と経済の関係等について比較したが、各項目において、森とマンの庶民教育観には抽象的理念において極めて類似したものが多く見られたのであるが、それらの実践に

おいて、日本とアメリカという現実状況の把握とからんで、かなりの違いが出て来たことがわかつた。森におよばしたマンの教育理念の影響がかなり大きかつたと思われるだけに、実践における両者の相違と類似の問題は、両者の経歴、性格、背景歴史社会の実態等々とかかわって、一層興味ある問題となっているのである。

これらの庶民教育の普及に不可欠な教師養成問題については、紙数の関係から（後篇）として次回に発表する予定である。（前篇了）

(註1) 福岡女子大学文学部「文芸と思想」第32号。

(註2) 同「文芸と思想」第35号。

(註3) 「明治文化全集」第十一卷（宗教篇）英文篇 p. 11' 又は「森有礼全集」第一巻 p. 290.

(註4) (註5) 木村匡「森先生伝」p. 63. 又は海門山人「森有礼」p. 33.

(註6) Mary Peabody Mann: "Life of Horace Mann" pp. 45, 54.

(註7) ホーレス・マンは1837年六月末マサチューセッツ初代教育長に推されたばかりの続いで11月間の日記に、「殉教者の精神」(the spirit of a martyr)、「自己放棄の精神」(the spirit of self-abandonment)、「自己犠牲の精神」(a self-sacrificing spirit) などの大事業に立ち向かふの決意を書くが (M. P. Mann: 前出書 pp. 79, 80, 81)，森有礼も初代文相就任後間もない明治十九年一月、「自警」と題する文章を草して、教育行政の重責を述べ、「…終に以て其職に死するの精神覚悟あるを要す」と結んでいる (木村匡前出書 p. 140' 又は「森有礼全集」)

第11卷 p. 214.

(註8)、(註9) 「明治文化全集」第十1巻 (英文篇) pp. 10-12, p. 11. 又は「森有礼全集」第一巻 pp. 289-291, p. 290.

(註10) 当時「文部省には一人の卿あり」と称されたといふ。大木文部卿と森有礼である。木村匡前出書 p. 130. 又は

原田実「森有礼」p. 147.

(註11) 「森有礼全集」第一巻 p. 356.

(註12) 明治二十年十一月兵庫県での演説—前掲書 p. 584. 又は口下部川之介編「文部大臣森子爵之教育意見」p. 153.

(註13) 明治二十年十一月京都府での演説—「森有礼全集」pp. 588-9 及び口下部前掲書 p. 160.

(註14) 「森有礼全集」第一巻 p. 674.

(註15) 明治二十年六月福島県での演説—前掲書 p. 551.

(註16) 明治二十年十一月慶應義塾校長に推薦された者ぐの説示—前掲書 p. 520.

(註17) 木村匡、前出書 p. 189.

(註18) Horace Mann: First Annual Report p. 24.

(註19) 匡川 Fourth Annual Report p. 43.

(註20)、(註21) 匡川 Twelfth Annual Report p. 59, p. 60.

(註22) ハーティオク大学はアメリカで最初に黒人を入れた大学である。また教授陣に女性を採用した(開学記述)最初の大歴史ある。

(註23) First Annual Report p. 58.

(註24) ibid. p. 64.

(註25) Ninth Annual Report pp. 64-66.

(註26) First Annual Report p. 58.

(註27) ibid. p. 44.

(註28) 社会懸念や諸問題に対する危機感については、年次報告書類のみでなく、ハーティオクの口記や手紙類の中でもしばしば書

かれている。例えばマンの親友で後に森とも親交があったと思われるチャールス・サムナーへの一八三七年二月付の手紙中で「私の関心はここ数年の間、悪の凡ゆる種類やその極悪や、つまりそれらは放縱な地獄を形成しているのだが、そのような諸悪に向けられていて……どしき出かけてもそんな身の気のよだつ様な愁しあに悩まされてくる……」と書いている。—M. P. Mann 前出書 p. 54.

(註29) Eighth Annual Report pp. 135-6.

(註30)、(註31)、(註32) Twelfth Annual Report p. 59, p. 67, p. 71.

(註33) 「森有礼全集」第一巻 pp. 335-6 又は木村匡、前出書 pp. 132-3.

(註34) 慶應元年十二月三日付で、滞英中の森が実兄横山安武宛に出した手紙中に「……皇地曰に外夷の咽を過んと欲す……」とあり、また慶應二年六月三日付の同兄宛手紙中に「……不口にして彼（魯国）必申すくし英仏其外米国等も「……不口にして彼（魯国）必申すくし英仏其外米国等今頻に日本を呑あんと欲す……」と書き魯国（ロシア）の動向を警告している。—木村匡、前出書 p. 15, pp. 17-20.

(註35) 「森有礼全集」第一巻 p. 579.

(註36) 前掲書 p. 581.

(註37)、(註38) 前掲書 p. 675, pp. 675-6.

(註39) 前掲書 pp. 344-6.

(註40) 国家の安危・独立・万国競争の説示は、明治二十年秋から二十一年にかけて、京都、大阪、兵庫、和歌山、滋賀、岐阜、愛知、奥羽六県等々で行なっている。—前掲書中の「教育」（演説）の項参照。

(註41) Fifth Annual Report は主として教育の経済的価値創造について論じられたものであるが、最後に経済的価値はたとえ注目と恒するにせよ、教育のより高貴な性格、即ち精神的価値や、地上に平和と正義をもたらし、天上に榮

光と幸を享受すべし」と出でたが、金へつまひなごめのこ
んなこと述べてゐる。p. 120.

(註42) 明治二十二年一月二十八日、直轄学校長に対する演説
中で、森は次のとく述べてゐる。「……諸学校ヲ通シ学
政上ニ於ニハ生徒其人ノ為ニスルニ非スシテ、國家ノ為
メニスルコトヲ始終記憶セサル可ラス、此事ハ本大臣ニ於
テ学政上最モ重要ナル點トシテ諸君ニ注意シ、嚴重ニ体認
アランコトヲ企望スルナリ。」—「森有礼全集」p. 663. 同様
同年二月五日の府県学務課長等の演説中でも、「国家力
第一」で、「一個人ノ便利ト個人ノ為メ…ハ末」である
と説いてゐる。—前掲書 p. 674.

(註43) Second Annual Report p. 16, M. P. Mann 前出

書 pp. 110-111. んの他の諸省名報告書にみられる。

(註44) Twelfth Annual Report p. 121.

(註45) 宮城県、福島県等の他での演説—「森有礼全集」第一

卷 pp. 539-540, p. 549, p. 637, pp. 659-660.

(註46) 前掲書 pp. 659-660.

M. P. Mann 前出書 p. 366.

(註47) 森が駐清公使時代、李鴻章と既定会談の折、李より、

「陛下ハ西教徒乎」と問われた時「拙者ニ於テハ西教仏教
或ハ回教其他ト雖ムモノモ宗教ノ名アルモノヲ奉スル事ナ
シ…」と答えてゐる。—「森有礼全集」第一巻 p. 164.

又は木村匡、前出書 p. 103.

(註48) Twelfth Annual Report p. 86.

(註49) 前掲書 p. 87.

(註50) 福島県での演説—「森有礼全集」第一巻 p. 549.

(註51) 福島県での演説—「森有礼全集」第一巻 p. 549.

(註52) Twelfth Annual Report p. 85, p. 89.

(註53) 「闇謹案」—「森有礼全集」第一巻 pp. 345-6.

(註54) 一八四八年、奴隸廃止運動のチャーチオナだったジ^m
ン・クインシー・アダムスの急死の後を受けて、マンは
「人は教育せねば前に自由でなければならない」と宣誓して

連邦議会に入り、奴隸制廃止のために戦ったのである。

(註55) 明治七年三月、森は「民撰議院設立建言書之評」と題
する小論中で民撰議院への疑問を述べ、「明六雑誌」第三
号、あたは「學者職分譲の詐」中で福沢諭吉の民権
主張を批判し、「明六雑誌」第一号、さらに明治十五年の
「學政片言」中でも民間の政論や政党を非難し、文相就任
後書かれた「政党内閣の非を論ず」中では政党内閣は君
臣分権の法なりとして日本國体に合はずと強く反対した。
—「森有礼全集」第一巻 pp. 16-17, pp. 233-234,
pp. 330-334, pp. 43-45.

(註56) 前掲書 p. 339.

(註57) (註58) 前掲書 p. 355, p. 356,

(註59) 前掲書 p. 324.

(註60) 明治二十年一月、九州地区巡回中の演説—前掲書

pp. 498-499.

(註61) 明治二十年十一月、滋賀県での説示—前掲書 p. 575.

(註62) 明治二十年六月、宮城医学校視察の際の指示—前掲
書 p. 534.

(註63) 森文政時の小学校児童就学率の推移は次の表の通り
である。—文部省基本統計より。

就学率	明治年代					
	17	18	19	20	21	22
小学校女児就学率	33.29	32.07	29.01	28.26	30.21	30.45
" "男児"	66.95	65.80	61.99	60.31	63.00	64.28
"男女合計"	50.76	49.62	46.33	45.00	47.36	48.18

(註64) 小学簡易科設置（明治十九年）以後、二十二年迄の簡
易科及び尋常科並びに高等科就学児童数及び率は次の通り
である。—文部省基本統計—

(註6)、(註7)、(註8) ibid. pp. 93-94.
 (註9) ibid. p. 100.

年 代	19		20	
	実 数	率	実 数	率
就学児童				
簡 易 科	182,295	6.50	616,226	22.71
尋 常 科	2,525,209	90.10	1,957,273	72.13
高 等 科	95,098	3.39	139,322	5.13
年 代	21		22	
	実 数	率	実 数	率
就学児童				
簡 易 科	745,801	25.47	785,829	25.92
尋 常 科	2,003,067	68.41	2,043,368	67.40
高 等 科	179,000	6.11	202,731	6.69

(註6) マキト ナーヤラハ云ドガ煙頭規制令 (1620) 後十数年後の一七八九年と一九〇一年の大半が設立され、また一九〇一年及ぶ一九〇七年の「新校法」によつて、やぐての子供達(即つ明治)の初等教育が義務づけられた。又メラカ諸民族の教育熱心なると見られていた。

(註6) First Annual Report pp. 37-38.

(註7) ibid pp. 52-53.

(註8) 一七八九年、マニラ市内ハ、ローハル等の大企業家に廻状を送り、労働者達の教育差による生産性、適応性、機敏性、従順性、衛生観念、生活様式、品性、出世可能能性、義務感、財産防衛等各方面にわたつた質問を行つて、その回答を得たが、それが Fifth Annual Report に詳しく述べられてゐる。

(註9) Fifth Annual Report p. 91.